

佐賀県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 の別 幅員 延長
県道 三瀬神埼線	神埼市脊振町服巻字杉峠四 八一八番一五地先から 神埼市脊振町服巻字尾平四 〇七六番二地先まで	後 三五・五 七・〇
	神埼市脊振町服巻字杉峠四 八一八番一五地先から 神埼市脊振町服巻字尾平四 〇七六番二地先まで	前 二八・五 五・五
		後 一、九八七・二
		前 二、〇四五・九